(C)　ア(C)に同じ。
(D)　ア(D)に同じ。
ただし、一の建設企業が、上記④ア(A)から(C)までのすべての工事を実施する場合、又は上記④ア(A)及び(C)の工事に携わる場合、ア(D)の「建設企業」を「建設企業又はその一次下請け企業」に読み替える。

(5)　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。
①　北海道開発局における「建築関係コンサルタント業務」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。
工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。
なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。
ア　総合分野　令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
イ　構造分野　同上「構造」に係るもの
ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
④　次のア及びイに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。
ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の六第４項に規定する業務及び統括に関する業務
イ　各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する業務
⑤　工事監理者及び総合監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
⑥　工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
⑦　次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。ただし、工事監理者は上記(3)④により配置する管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者との兼務は認めない。
ア　それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの総合分野の実績を含む。）に関し、平成23年４月１日以降の業務実績を有する者であること。また、上記の期間に休業を取得していた場合の取扱いは(3)⑦アによる。
イ　平成23年４月１日以降の業務実績とは、平成23年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう（施設の完成及び引渡が完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）。
なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
ウ　携わった実績については、次のエのうち、工事監理者、総合監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあっては(A)の、電気設備監理主任技術者にあっては(B)の、機械設備監理主任技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。
エ　実績要件
(A)　工事監理者、総合監理主任技術者及び構造監理主任技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす工事監理業務。なお、総合監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。
ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上
ｃ　用途　次の(a)又は(b)のいずれかに該当する施設
(a)　事務所又は庁舎
(b)　複合用途施設（１棟で(a)の用途と認められる部分が5,000㎡以上ある建物）
(B)　電気設備監理主任技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす工事監理業務
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　用途　(A)ｃに同じ
ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備
(C)　機械設備監理主任技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす工事監理業務
ａ　規模　(A)ｂに同じ
ｂ　用途　(A)ｃに同じ
ｃ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備
オ　工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者は、それぞれ１名とし、各分担業務分野の監理主任技術者を互いに兼務することは認めない。ただし、工事監理者といずれかの各分担業務分野の監理主任技術者との兼務は認める。また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

(6)　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち本施設の維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たすこと。
①　令和７・８・９年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
②　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記①を満たしていること。

(7)　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち本施設の運営業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者（以下「運営企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。
①　令和７・８・９年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
②　警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和47年法律第107号）第４条に基づく認定を有する者であること。
③　運営業務の各業務を複数の運営企業が分担して行う場合にあっては、いずれの運営企業においても上記の要件を満たしていること。ただし、運営企業は運営業務の主たる部分である総合的な企画及び業務遂行の管理（運営業務全体の計画立案や遂行状況の管理など）については事業者から直接受任するものとするが、それ以外については第三者に委任することができる。